

商船系大学における海事人材育成に関する懇談会運営規則（案）

令和 3 年 7 月 日
商船系大学における海事人材
育成に関する懇談会決定

商船系大学における海事人材育成に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の議事の手続きその他懇談会運営に関しては、以下のとおりとする。

（座長）

第 1 条 懇談会に座長を置く。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事の公開）

第 2 条 懇談会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

一 座長の選任その他人事に関する事項を議決する場合

二 前号に掲げる場合のほか、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼす恐れがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

2 新型コロナウイルス感染症対策等の理由により、委員等関係者以外の懇談会会場への入室を制限する場合又はWEB会議システムを用いて懇談会を行う場合、懇談会の模様を動画配信することにより公開することとする。ただし、機材等の都合により動画配信を行えない場合、会議資料及び議事概要の公開をもって代えることとする。

（資料の公開）

第 3 条 座長は、懇談会において配布した資料を公開しなければならない。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事概要の公開）

第 4 条 座長は、懇談会の議事概要を作成し、これを公開しなければならない。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議

事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。